

令和 8 年度鳥獣被害防止総合対策事業
業務委託契約書（案）

令和 8 年度

令和 8 年度鳥獣被害防止総合対策事業に係る業務 委 託 契 約 書 (案)

沖縄県知事（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、令和 8 年度鳥獣被害防止総合対策事業に係る業務について、次のとおり契約を締結する。

（業務委託）

第 1 条 甲は、令和 8 年度鳥獣被害防止総合対策事業業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 委託業務の内容は次のとおりとする。

- (1) ハシブトガラスの個体数等調査（ロードサイドセンサス、ねぐら調査）
- (2) ハシブトガラスの個体数変動要因
- (3) ハシブトガラスの個体数抑制に最も効果的な対策の提案
- (4) 業務成果報告書の取りまとめ及び提出

（処理の方法）

第 2 条 乙は、当契約書及び別紙令和 8 年度鳥獣被害防止総合対策事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（実施計画書）

第 3 条 乙は、委託業務を実施するにあたって、この契約締結の日から 5 日以内に、甲に実施内容（方法、体制、費用、スケジュール等）を明記した実施計画書を提出するものとする。

（委託期間）

第 4 条 委託の期間は、契約締結の日から令和 9 年 3 月 16 日までとする。

（委託料）

第 5 条 この委託事業の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金〇〇円（うち消費税及び地方消費税額 〇〇円）とする。

（注）「消費税及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額の 110 分の 10 を乗じて得た額である。（契約保証金）

（契約保証金）

第 6 条 契約保障金額〇〇円

（沖縄県財務規則第 101 条第 1 項の規定に基づき契約金額の 100 分の 10 で算出した額。ただし、同上第 2 項に該当すると認められる場合は免除する。）

（一括再委託の禁止）

第 7 条 乙は、委託業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を得なければならない。ただし、甲が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
- 3 甲は、乙に対して、委託業務の一部を委任し、又は請け負わせしただけの者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(実地調査等)

第8条 甲は、必要があると認められるときは、委託事業の実施状況、委託料の使途、その他必要な事項について報告を求め、または実地調査することができる。

(委託業務の内容の変更)

第9条 甲は、この委託業務の契約締結後の事情により、委託業務の一部を変更することができる。

- 2 前項の変更により、委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(委託業務の中止並びに変更)

第10条 乙は、災害その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部変更を行うものとする。
- 3 前項の規定により、委託契約の解除又は一部変更を行ったときは、第9条第2項の規定に準じて清算するものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、その責に帰する事由により、委託業務の実施に際し、甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、若しくは変更し、または既に支払った委託料の全部もしくは一部の返還を求めることができるものとする。

- (1) 乙が、その責に帰する事由により、この契約に違反したとき。
- (2) 乙が、委託契約期間内に委託事業を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙が、契約書及び仕様書に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定による契約の解除等によって生じた乙の損害については、その賠償の責任を負わないものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払いを乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、業務委託料につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(実績報告書の提出)

第 14 条 乙は、委託業務完了の日までに、様式第 1 号により委託業務についての実績報告書を甲に提出しなければならない。

(著作権等)

第 15 条 乙が、委託業務により取得した著作権等、当該事業に係る成果物に関する著作権及び所有権等の全ての権利は、甲に属するものとする。

(委託料の確定)

第 16 条 甲は、第 14 条に規定する実績報告書に基づき交付すべき委託料の額を確定し、委託業務完了後 10 日以内に乙に通知するものとする。

(委託料の支払い)

第 17 条 甲は、前条の規定により委託料の額を確定した後において、乙の提出する様式第 2 号による精算払請求書により委託料を支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙が委託業務の完了前に委託業務に必要な経費の支払いを受けようとするときは、様式第 3 号による概算払請求書を提出することができ、甲は、適当と認めたときこれを支払うことができる。
- 3 前項に規定する概算払いを請求できる限度額は、事業着手時に委託料額の 3 割とし、概算払い請求できる総額は委託料の 8 割とする。

(機密の保持)

第 18 条 甲及び乙は、委託業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 19 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び沖縄県が定める規程を遵守するものとする。

(帳簿等の整備及び保存)

第 20 条 乙は、委託業務にかかる経理を明らかにした帳簿、その他支出の事実を証明する書類を整備し、委託業務完了後 5 年間保存しなければならない。

(知的財産権の帰属)

第 21 条 当事業による発明等にかかる知的財産権は、原則として甲が所有する。ただし、乙は、委託契約時の協議により、その知的財産の一部を所有することができる。

(補足)

第 22 条 この契約書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上、処理するものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
氏 名 沖縄県知事

乙 住 所
法人名
代表者氏名

特記事項

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第2条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第3条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

様式第 1 号

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
名 称
代表者名

令和〇年度鳥獣被害防止総合対策事業委託実績報告書

上記の委託業務の実績について、契約書第 1 4 条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 契約年月日
- 2 実施した委託業務の概要
- 3 委託業務に要した経費
 - (1) 支出総額

区 分	契 約 額	支 出 実 績 額	差 額

- (2) 支出内訳

様式第 2 号

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
団 体 名
代表者名
担当者名
電話番号
メールアドレス

令和〇年度鳥獣被害防止総合対策事業委託料精算払請求書

上記について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

区 分	契 約 額	支 出 実 績 額	差 額
委託料			

2 振込先

金融機関・支店	
口座の種類	
口座番号	
口座名義	

様式第 3 号

番 号
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
団 体 名
代表者名
担当者名
電話番号
メールアドレス

令和〇年度鳥獣被害防止総合対策事業委託料概算払請求書

上記について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

区 分	契 約 額	支 出 実 績 額	差 額
委託料			

2 振込先

金融機関・支店	
口座の種類	
口座番号	
口座名義	

